

旧

新

◆ も く じ ◆

1 風致地区のあらまし	
(1) 風致地区とは	2
(2) 許可が必要な行為	2
(3) 申請手続きの流れ	2
(4) その他	2
2 風致地区内における行為の許可基準と申請添付図書	
(1) 建築物の建築	3
(2) 工作物の新築等	6
(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更	7
(4) 木竹の伐採	9
(5) その他の行為について	9
(6) その他	9
3 植栽計画について	10
4 完了届について	11
5 申請書等の記入例	12
6 横浜市風致地区一覧表	18
7 横浜市風致地区配置図	19

この風致地区の手引きは、横浜市風致地区条例に関する制度の概要と、許可の手続きについてまとめたものです。

詳細については、横浜市風致地区条例、横浜市風致地区条例施行規則、横浜市風致地区条例審査基準の本文を参照して下さい。

◆ も く じ ◆

1 風致地区のあらまし	
(1) 風致地区とは	2
(2) 許可が必要な行為	2
(3) 申請手続きの流れ	2
(4) その他	2
2 風致地区内における行為の許可基準と申請添付図書	
(1) 建築物の建築	3
(2) 工作物の新築等	7
(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更	7
(4) 木竹の伐採	9
(5) その他の行為について	9
(6) その他	9
3 植栽計画について	10
4 完了届について	11
5 申請書等の記入例	12
6 横浜市風致地区一覧表	18
7 横浜市風致地区配置図	19

この風致地区の手引きは、横浜市風致地区条例に関する制度の概要と、許可の手続きについてまとめたものです。

詳細については、横浜市風致地区条例、横浜市風致地区条例施行規則、横浜市風致地区条例審査基準の本文を参照して下さい。

旧	新
1風致地区のあらまし (1)風致地区とは 風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。 横浜市では、昭和 16 年に 10 地区 2,847ha を風致地区に指定したのをはじめとして、昭和 45 年に横浜市風致地区条例を制定し、昭和 48 年に 16 地区を指定し、現在、区域総面積 3,710ha を指定しています。 指定に当たっては、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定しています。 風致地区において、風致の維持に影響を及ぼす次の行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可を必要とします。 (2)許可が必要な行為 ア 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・改築・増築または移転 イ 建築物等の色彩の変更 ウ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（以下「宅地の造成等」という。） エ 水面の埋立て又は干拓 オ 木竹の伐採 カ 土石の類の採取 キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 (3)申請手続きの流れ 建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等の許可申請窓口は、すべて建築局建築企画課 建築環境担当 です。 許可申請書(正副各 1 部) 許可書(副本返却) 工事完了届(1 部、控えが必要な場合は 2 部) 申請者 提出 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 許可 申請者 提出 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 《申請から許可までの標準処理期間 15 日》 (4)その他 ア 建築物等の建築については、建築基準法に基づく確認申請書を提出する前に、風致地区内行為許可申請書を提出してください。 イ 山手風致地区は、景観法及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく手続きがあります。風致地区内行為許可申請書を提出する前に、都市整備局 関内関外事業推進課（TEL.045-671-2673）で必要な手続きをお願いします。また、同法及び同条例では建築物の高さの算定方法が異なりますので、ご注意ください。 ウ 急傾斜地崩壊危険区域内や区域に隣接する場合は、神奈川県横浜川崎治水事務所（TEL.045-411-2500）にご相談ください。 エ 円海山風致地区（第 1、2 種風致地区）は、大部分が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」に指定されており、建築物及びその他の工作物の新築や、宅地の造成等を行う場合は、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき事前に届出が必要ですので、みどり環境局 公園緑地管理課（TEL045-671-3946）にご相談ください。	1風致地区のあらまし (1)風致地区とは 風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。 横浜市では、昭和 16 年に 10 地区 2,847ha を風致地区に指定したのをはじめとして、昭和 45 年に横浜市風致地区条例を制定し、昭和 48 年に 16 地区を指定し、現在、区域総面積 3,698ha を指定しています。 指定に当たっては、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定しています。 風致地区において、風致の維持に影響を及ぼす次の行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可を必要とします。 (2)許可が必要な行為 ア 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・改築・増築または移転 イ 建築物等の色彩の変更 ウ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（以下「宅地の造成等」という。） エ 水面の埋立て又は干拓 オ 木竹の伐採 カ 土石の類の採取 キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 (3)申請手続きの流れ 建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等の許可申請窓口は、すべて建築局建築企画課 建築環境担当 です。 許可申請書(正副各 1 部) 許可書(副本返却) 工事完了届(1 部、控えが必要な場合は 2 部) 申請者 提出 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 許可 申請者 提出 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 《申請から許可までの標準処理期間 15 日》 (4)その他 ア 建築物等の建築については、建築基準法に基づく確認申請書を提出する前に、風致地区内行為許可申請書を提出してください。 イ 山手風致地区は、景観法及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく手続きがあります。風致地区内行為許可申請書を提出する前に、都市整備局 関内関外事業推進課（TEL.045-671-2673）で必要な手続きをお願いします。また、同法及び同条例では建築物の高さの算定方法が異なりますので、ご注意ください。 ウ 急傾斜地崩壊危険区域内や区域に隣接する場合は、神奈川県横浜川崎治水事務所（TEL.045-411-2500）にご相談ください。 エ 円海山風致地区（第 1、2 種風致地区）は、大部分が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」に指定されており、建築物及びその他の工作物の新築や、宅地の造成等を行う場合は、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき事前に届出が必要ですので、みどり環境局 公園緑地管理課（TEL045-671-3946）にご相談ください。

c 緩和できる部分について

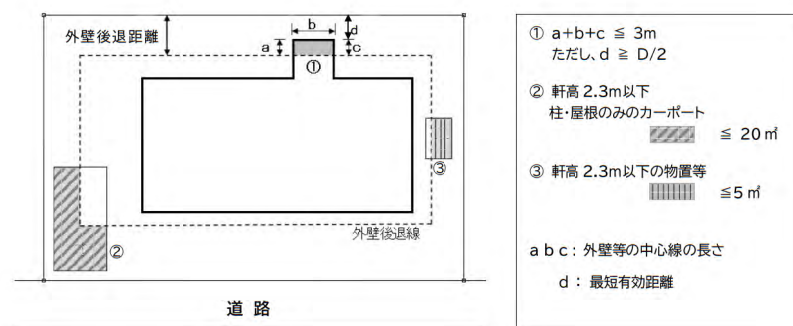
- (a) 外壁後退線より突出する部分の、外壁等の中心線の長さの合計が、1敷地につき3m以下のもの。ただし、当該部分の後退距離は、表1(イ)の2分の1以上とします。【図3-①、図4参照】

建築物設計書（第2号様式）には、敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入し、配置図には中心線の長さの計算式、及び敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入してください。

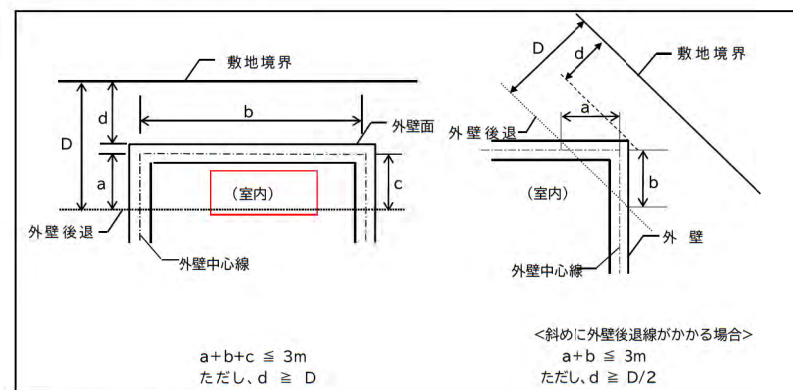
【図3、図4参照】

- (b) 車庫等で、軒の高さが2.3m以下かつ、柱と屋根のみで建築されていて、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が20㎡以内のもの。【図3-②参照】

- (c) 物置等で、軒の高さが2.3m以下かつ、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が5㎡以内のもの。【図3-③参照】



【図3】外壁後退を緩和できる部分



【図4】外壁等の中心線の長さの測り方

c 緩和できる部分について

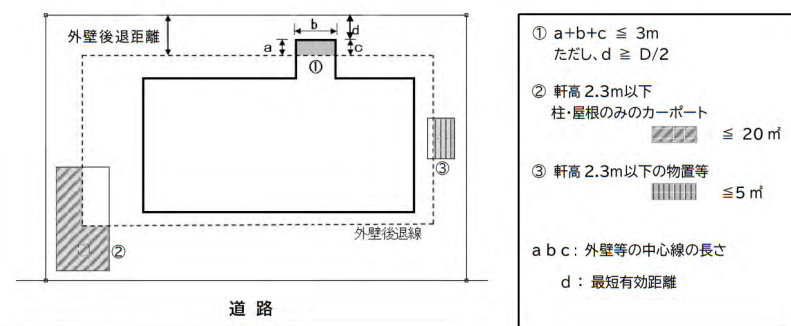
- (a) 外壁後退線より突出する部分の、外壁等の中心線の長さの合計が、1敷地につき3m以下のもの。ただし、当該部分の後退距離は、表1(イ)の2分の1以上とします。【図3-①、図4参照】

建築物設計書（第2号様式）には、敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入し、配置図には中心線の長さの計算式、及び敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入してください。

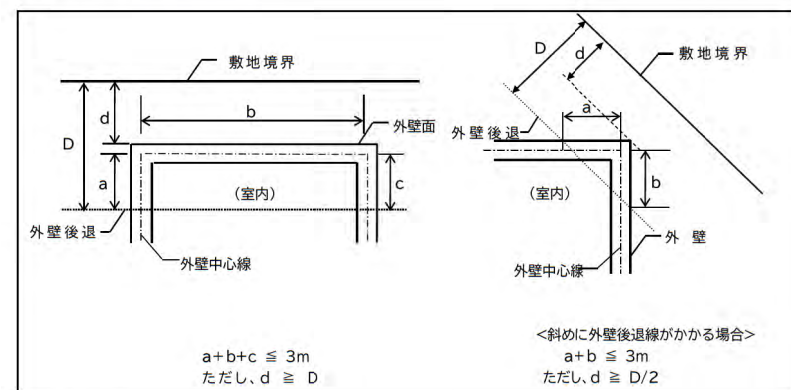
【図3、図4参照】

- (b) 車庫等で、軒の高さが2.3m以下かつ、柱と屋根のみで建築されていて、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が20㎡以内のもの。【図3-②参照】

- (c) 物置等で、軒の高さが2.3m以下かつ、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が5㎡以内のもの。【図3-③参照】



【図3】外壁後退を緩和できる部分



【図4】外壁等の中心線の長さの測り方

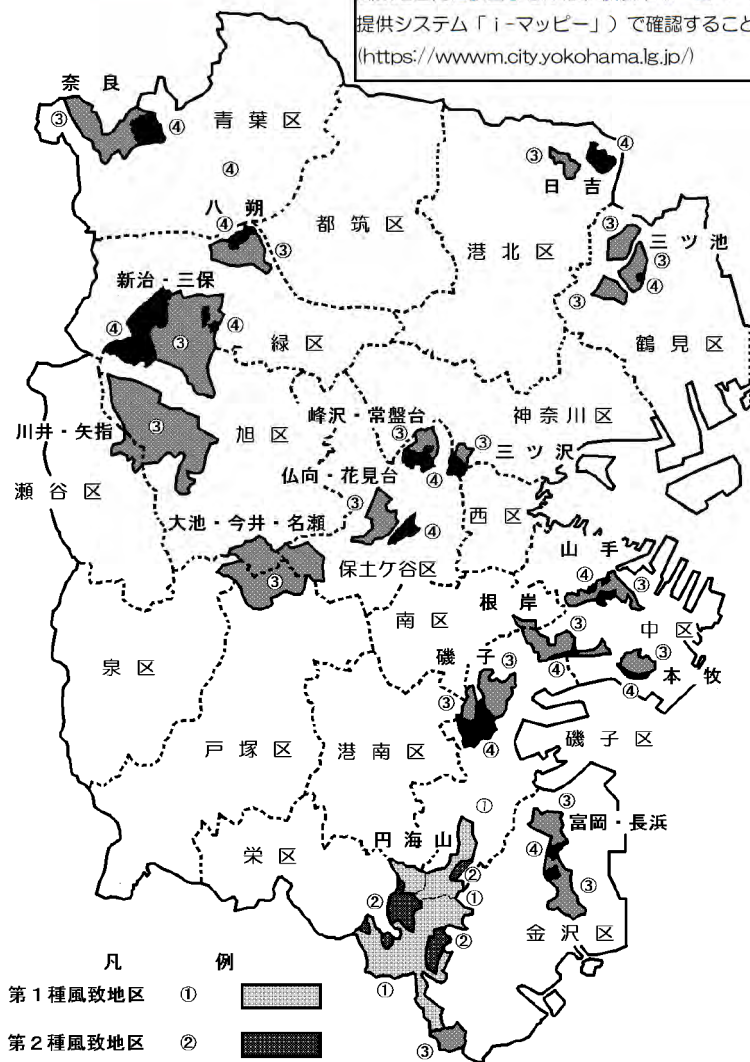
旧	新																												
(2) 工作物の新築等 ア 対象となる行為 擁壁、フェンス、鉄塔、高架水槽等の屋上工作物、広告板その他これらに類するもので、高さ 1.5mを超えるものの新築、改築、増築または移転。 ※『高さ』は、既存擁壁にフェンス等を設置する場合は、新設するフェンス等の高さが 1.5mを超えるかどうかで判断します。擁壁とフェンス等を同時に築造する場合は、別構造であっても合算した高さにより判断します。 イ 許可の基準 工作物の位置、規模、形態及び意匠がその土地及びその周辺の区域における風致と不調和とならないようにしてください。 屋上工作物等：景観保全のため目隠し等の処置をお願いします。 擁壁：擁壁は原則として、間知石擁壁、石張り若しくは模様型枠を使用した擁壁、又は洗い出し、はつり、吹付若しくは塗装等の表面仕上げをした擁壁としてください。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではありません。 (a) 擁壁の表面に 1 mあたり 3本の間隔でつる植物を植栽し、のりの表面を覆う。 (b) 擁壁下の平坦部に高さ 1 m以上の樹木を、2 m以内の間隔で植栽する。 ウ 必要書類 （正副 各 1部、計 2部） ・風致地区内行為申請書（第 1号様式） ・工作物設計書（第 3号様式） ・添付図書 <table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>配 置 図</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>平面図又は横断面図</td><td>縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td></tr><tr><td>側断面図又は縦断面図</td><td>縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td></tr><tr><td>仕 上 表</td><td>工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）	平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法	側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	仕 上 表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	(2) 工作物の新築等 ア 対象となる行為 擁壁、フェンス、鉄塔、高架水槽等の屋上工作物、広告板その他これらに類するもので、高さ 1.5mを超えるものの新築、改築、増築または移転。 ※『高さ』は、既存擁壁にフェンス等を設置する場合は、新設するフェンス等の高さが 1.5mを超えるかどうかで判断します。擁壁とフェンス等を同時に築造する場合は、別構造であっても合算した高さにより判断します。 イ 許可の基準 工作物の位置、規模、形態及び意匠がその土地及びその周辺の区域における風致と不調和とならないようにしてください。 屋上工作物等：景観保全のため目隠し等の処置をお願いします。 擁壁：擁壁は原則として、間知石擁壁、石張り若しくは模様型枠を使用した擁壁、又は洗い出し、はつり、吹付若しくは塗装等の表面仕上げをした擁壁としてください。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではありません。 (a) 擁壁の表面に 1 mあたり 3本の間隔でつる植物を植栽し、のりの表面を覆う。 (b) 擁壁下の平坦部に高さ 1 m以上の樹木を、2 m以内の間隔で植栽する。 ウ 必要書類 （正副 各 1部、計 2部） ・風致地区内行為申請書（第 1号様式） ・工作物設計書（第 3号様式） ・添付図書 <table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>配 置 図</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>平面図又は横断面図</td><td>縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td></tr><tr><td>側断面図又は縦断面図</td><td>縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td></tr><tr><td>仕 上 表</td><td>工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）	平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法	側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	仕 上 表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																												
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）																												
平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法																												
側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法																												
仕 上 表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名																												
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																												
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																												
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）																												
平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法																												
側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法																												
仕 上 表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名																												
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																												
(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（宅地の造成等） ア 対象となる行為 (ア) 面積が 60 m²を超える土地の形質の変更。 (イ) 1.5mを超えるのりの高さを生ずる切土、盛土を伴うもの。 ※形の変更とは、切土、盛土を行うことをいいます。 ※質の変更とは、宅地以外の土地を宅地に変更することをいいます。 「宅地の造成等」には、建築物の敷地に限らず、建築物を伴わない駐車場、資材置場等も含まれます。 イ 許可の基準 (ア) 許可の対象となる宅地の造成等を行う際は、風致地区の種別ごとに表 4 の必要緑地面積の規定が適用されます。	(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（宅地の造成等） ア 対象となる行為（次のいずれかに該当する場合） (ア) 面積が 60 m²を超える土地の形質の変更。 (イ) 1.5mを超えるのりの高さを生ずる切土、盛土を伴うもの。 ※形の変更とは、切土、盛土を行うことをいいます。 ※質の変更とは、宅地以外の土地を宅地に変更することをいいます。 「宅地の造成等」には、建築物の敷地に限らず、建築物を伴わない駐車場、資材置場等も含まれます。 イ 許可の基準 (ア) 許可の対象となる宅地の造成等を行う際は、風致地区の種別ごとに表 4 の必要緑地面積の規定が適用されます。																												

旧	新																																
ウ 必要書類 （正副 各1部、計2部） ・風致地区内行為申請書（第1号様式） ・宅地の造成等設計書（第5号様式） ・添付図書	ウ 必要書類 （正副 各1部、計2部） ・風致地区内行為申請書（第1号様式） ・宅地の造成等設計書（第5号様式） ・添付図書																																
<table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>求 積 図</td><td>宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式</td></tr><tr><td>現 況 図</td><td>縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形</td></tr><tr><td>土地利用計画図</td><td>縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>造成計画平面図</td><td>縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線</td></tr><tr><td>造成計画断面図</td><td>縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	求 積 図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式	現 況 図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形	土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）	造成計画平面図	縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線	造成計画断面図	縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	<table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>求 積 図</td><td>宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式</td></tr><tr><td>現 況 図</td><td>縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形</td></tr><tr><td>土地利用計画図</td><td>縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>造成計画平面図</td><td>縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線</td></tr><tr><td>造成計画断面図</td><td>縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	求 積 図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式	現 況 図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形	土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）	造成計画平面図	縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線	造成計画断面図	縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																																
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																
求 積 図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式																																
現 況 図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形																																
土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）																																
造成計画平面図	縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線																																
造成計画断面図	縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）																																
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																																
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																
求 積 図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式																																
現 況 図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形																																
土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）																																
造成計画平面図	縮尺、方位、切土（黄）又は盛土（赤）をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線																																
造成計画断面図	縮尺及び切土（黄）又は盛土（赤）をする前後の地盤面（現況と計画を対比出来るよう）																																
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																
（4）木竹の伐採 ア 対象となる行為 （ア） 建築物の存する敷地で行う、高さが5mを超える木竹の伐採 （イ） 建築物の存さない土地で行う木竹の伐採 （間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のための通常の管理行為を除く。） イ 許可の基準 （ア） 高さが5mを超える木を伐採する場合は、1本伐採毎に1m以上の樹木を1本補植してください。 （イ） 高さが5mを超える竹を伐採する場合は、伐採面積 20㎡毎に1m以上の樹木を1本補植してください。 ウ 必要書類 （正副 各1部、計2部） ・風致地区内行為申請書（第1号様式） ・木竹伐採設計書（第7号様式） ・添付図書 <table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>現 況 図</td><td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形</td></tr><tr><td>計画平面図</td><td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形	計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	（4）木竹の伐採 ア 対象となる行為 （次のいずれかに該当する場合） （ア） 建築物の存する敷地で行う、高さが5mを超える木竹の伐採 （イ） 建築物の存さない土地で行う木竹の伐採 （間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のための通常の管理行為を除く。） イ 許可の基準 （ア） 高さが5mを超える木を伐採する場合は、1本伐採毎に1m以上の樹木を1本補植してください。 （イ） 高さが5mを超える竹を伐採する場合は、伐採面積 20㎡毎に1m以上の樹木を1本補植してください。 ウ 必要書類 （正副 各1部、計2部） ・風致地区内行為申請書（第1号様式） ・木竹伐採設計書（第7号様式） ・添付図書 <table><tr><th>図書の種類</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>現 況 図</td><td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形</td></tr><tr><td>計画平面図</td><td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）</td></tr><tr><td>委 任 状</td><td>（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td></tr></table>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形	計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）	委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等												
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																																
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																
現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形																																
計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）																																
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																																
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																
現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形																																
計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木地の位置、樹種、樹高及び本数）																																
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																
（5）その他の行為について 「建築物等の色彩の変更」「水面の埋立て又は干拓」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請に必要な添付図書が風致地区条例で定められていますので、事前にご相談ください。	（5）その他の行為について 「建築物等の色彩の変更」「水面の埋立て又は干拓」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請に必要な添付図書が風致地区条例で定められていますので、事前にご相談ください。																																
（6）その他 ア 1つの許可申請書で2種類以上の行為を同時に申請することができます。また、重複する図面は省略できます。 イ その他必要に応じて書類等を添付していただく場合があります。	（6）その他 ア 1つの許可申請書で2種類以上の行為を同時に申請することができます。また、重複する図面は省略できます。 イ その他必要に応じて書類等を添付していただく場合があります。																																

旧				新			
6 横浜市風致地区一覧表				6 横浜市風致地区一覧表			
(平成 11 年 8 月 20 日改正)				(令和 8 年 8 月 25 日改正)			
名 称	種別	地区の概要	面積 (ha)	名 称	種別	地区の概要	面積 (ha)
山 手	第3種 第4種	山手丘陵地として山手、元町公園を始め異国情緒豊かな外国人墓地、教会のほか港の見える丘公園などがあり一年中美しくくれた景観地です。	104	山 手	第3種 第4種	山手丘陵地として山手、元町公園を始め異国情緒豊かな外国人墓地、教会のほか港の見える丘公園などがあり一年中美しくくれた景観地です。	104
本 牧	第3種 第4種	景勝地三溪園、八聖殿のほか本牧市民公園を中心とした良好な住宅地を含む区域です。	66	本 牧	第3種 第4種	景勝地三溪園、八聖殿のほか本牧市民公園を中心とした良好な住宅地を含む区域です。	66
根 岸	第3種 第4種	根岸森林公園を中核とした閑静な丘陵地帯の住宅地です。	111	根 岸	第3種 第4種	根岸森林公園を中核とした閑静な丘陵地帯の住宅地です。	111
磯 子	第3種 第4種	久良岐公園、岡村公園を配し、汐見台団地を含む高台の住宅地です。	199	磯 子	第3種 第4種	久良岐公園、岡村公園を配し、汐見台団地を含む高台の住宅地です。	199
峰沢・常盤台	第3種 第4種	横浜国立大学を南に配し、北に落葉広葉樹の良好な樹林地が続く区域です。	79	峰沢・常盤台	第3種 第4種	横浜国立大学を南に配し、北に落葉広葉樹の良好な樹林地が続く区域です。	79
三 ツ 沢	第3種 第4種	三ツ沢公園を主体に良好な住宅地を取り入れた区域です。	35	三 ツ 沢	第3種 第4種	三ツ沢公園を主体に良好な住宅地を取り入れた区域です。	35
三 ツ 池	第3種 第4種	三ツ池公園を配し、良好な住宅地を形成している区域です。	159	三 ツ 池	第3種 第4種	三ツ池公園を配し、良好な住宅地を形成している区域です。	159
日 吉	第3種 第4種	慶應義塾大学を主体として日吉緑地保全地区を含む良好な住宅地を取り入れた区域です。	57	日 吉	第3種 第4種	慶應義塾大学を主体として日吉緑地保全地区を含む良好な住宅地を取り入れた区域です。	57
富岡・長浜	第3種 第4種	富岡総合公園から長浜を経て柴町に至る旧海岸線に残された良好な緑を中心とし、それらに包まれた住宅地を取り入れた区域です。	153	富岡・長浜	第3種 第4種	富岡総合公園から長浜を経て柴町に至る旧海岸線に残された良好な緑を中心とし、それらに包まれた住宅地を取り入れた区域です。	153
円 海 山	第1種 第2種 第3種	円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域を中心に横浜自然観察の森や緑地保全地区など自然環境豊かな樹林地の区域と、良好な住宅地を含む区域です。	794	円 海 山	第1種 第2種 第3種	円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域を中心に横浜自然観察の森や緑地保全地区など自然環境豊かな樹林地の区域と、良好な住宅地を含む区域です。	794
大池・今井・名瀬	第3種	こども自然公園及びゴルフ場を中心とし、周囲には樹林地が多い良好な緑の残存した区域です。	396	大池・今井・名瀬	第3種	こども自然公園及びゴルフ場を中心とし、周囲には樹林地が多い良好な緑の残存した区域です。	396
仏向・花見台	第3種 第4種	横浜新道（国道1号）をはさんで、北部は良好な住宅地及び畑が続き南部は保土ケ谷公園となっている区域です。	107	仏向・花見台	第3種 第4種	横浜新道（国道1号）をはさんで、北部は良好な住宅地及び畑が続き南部は保土ケ谷公園となっている区域です。	107
川井・矢指	第3種	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。	503	川井・矢指	第3種	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。	491
新治・三保	第3種 第4種	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。	590	新治・三保	第3種 第4種	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。	590
八 朔	第3種 第4種	緑区の北側に位置し、西八朔町、北八朔町の一部を含む緑の多い地域であり、当地域の中央には良好な住宅地が存在します。	134	八 朔	第3種 第4種	緑区の北側に位置し、西八朔町、北八朔町の一部を含む緑の多い地域であり、当地域の中央には良好な住宅地が存在します。	134
奈 良	第3種 第4種	こどもの国を中心とし、連続する樹林地が良好に保存されています。東部の鴨志田地区は良好な住宅地が形成される区域です。	223	奈 良	第3種 第4種	こどもの国を中心とし、連続する樹林地が良好に保存されています。東部の鴨志田地区は良好な住宅地が形成される区域です。	223
16地区合計			3,710	16地区合計			3,698

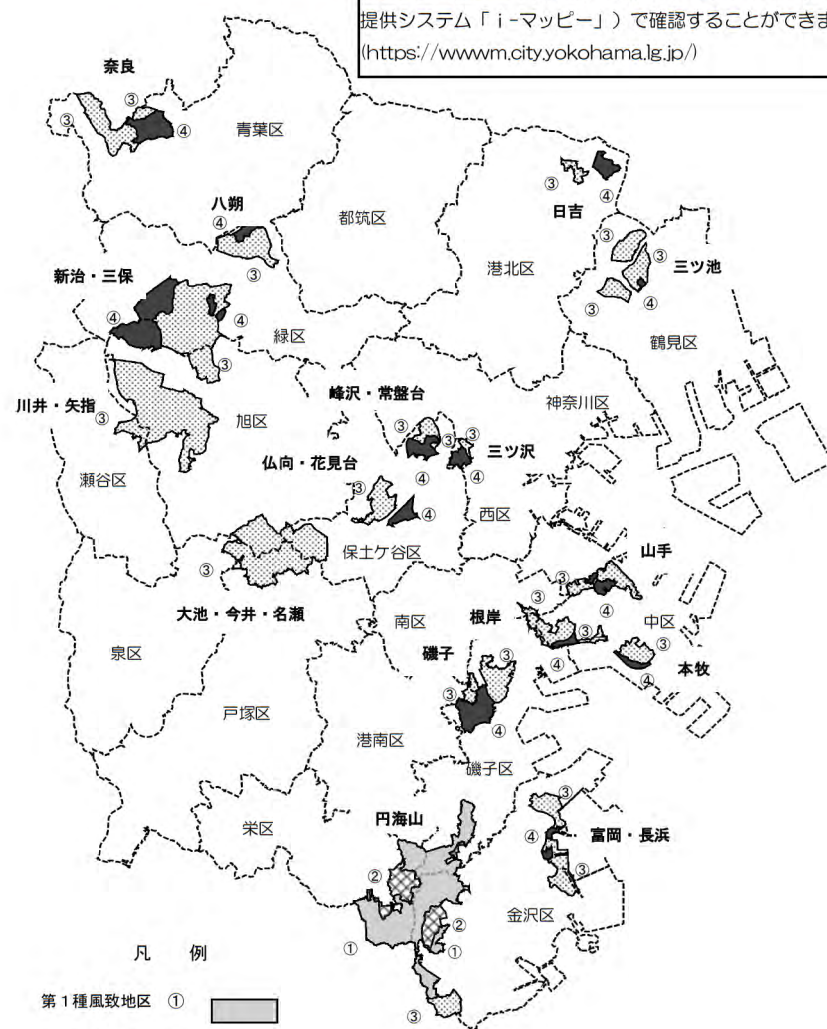
7 横浜市風致地区配置図

風致地区内に該当するかは、横浜市ホームページ上（行政地図情報提供システム「i-マッピー」）で確認することができます。
[\(https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/\)](https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/)



7 横浜市風致地区配置図

風致地区内に該当するかは、横浜市ホームページ上（行政地図情報提供システム「i-マッピー」）で確認することができます。
[\(https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/\)](https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/)



旧



【お問い合わせ先】

◆ 横浜市 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 ◆

・電 話：045-671-4526

・FAX：045-550-3513

・URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/huuti/>

新



【お問い合わせ先】

◆ 横浜市 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 ◆

・電 話：045-671-4526

(削除)

・URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/huuti/>